## 第十四節

治維新政府

は明治元年閏四月十五日、

阿片煙を厳禁

## 薬種商取締と種痘免許調査

七日、 能、 薬業とした。又、 発明したものは七ヶ年の専売を許可し、 様東校に提出せしめ、定価の増額を禁じ、有効な売薬を ものは処方、效能、用法、定価などを明記してこれ亦同 なった。そして同月二十三日には売薬取締規則を布告 学東校の方書に従って、検査の上、免状を与えることと 草を厳禁し、薬用阿片の取扱を規定したが、同年十二月 に公示することとなったが、 神仏夢想家伝秘法等を禁じ、新規発売のものは処方、 薬種商業之規則」を布告し、 用法、定価等を詳記して東校に願出、 売薬に「勅許、 同三年八月九日、 売薬取締局を大学東校に置き、 同年七月十七日、大学東校の売薬取締 御免」などの文字を付することや、 生鴉片取扱規則を布告して阿片煙 明治五年五月、 薬局を合薬業、 坊間の売薬類も大 七ヶ年後に一般 従来販売した 薬店を通 京都府 功 は

> 年、 五月二十五日に文部省に報告を提出している。 等を各府県に調査せしめた。 旬、 を以てその書法雛方を改正したが、長崎県では明治七年 達第九十号を以て薬店商業の者の姓名、 るのであるが、又、同年六月二十二日には、 薬品の贋薬取締の方法を調査せしめたが、 に建議するところがあった。その後、司業場の開設に至 を廃し、 学務課事務簿、 長崎医学校教師ゲールツは前記のように長崎県当局 十月五日、文部省は御雇外国教師に諸港の輸入 文部両省窺届指令留」)内務 その後更に、央第百十六号 明細書及び軒数 翌六年一月下 文部省は (明治七 布

目司奏也一次部省明治六年第九十号第百十六号布達薬種商業取調之義追日を費し余り遅延ニおよひ候ニ付一応此儘進達仕度尤大体之付改正為差出候上進達可仕候処遠隔之地ニ到り候而者往復数付改正為差出候ニ付取調候処文例齟齬致居候向茂不少候ニ文部省明治六年第九十号第百十六号布達薬種商業取調之義追

第 三 章 明治維新による機構改革

## 御進達案

**齬錯雑之廉不少候得共偏僻之地ニ到リ候而者徃復数日ヲ費シ** 延ニおよひ取纒相成兼候付前後差出有之候分別冊ノ通書法齟 達替仕差出方追々督促致候得共管内隔遠離島之地多く兎角遷 出居候央第百十六号ヲ以書法雛形御改正之段御達ニ付又々布 明治六年第九十号御布達薬種商業取調方管内江相達書連ニ差 追 速ニ用弁難仕候条先以其儘進達仕候間可然御取捨可有之候尚 々取調進達可仕候此段申候也

明治七年五月廿五日

長崎県令 宮 Ш 房 之

Œ

部卿木戸孝允殿 少輔田中不二麿殿

町蔦屋国作他七名、 地方には南有馬村山下庸甫他三名、 伊二郎他四名、 六拾番地西浜町松崎栄次郎他三十名、 別冊は 「薬商調姓名録」で、 大村には本町吉川周三郎他三名、 五島には福江松島凌山他二名、 長崎には第二大区七小区 平戸藩地方には平戸 諌早には西町糸山 島原藩 対馬

年以来、 は厳原今屋敷町丸島文蔵他十名が登録されている。 方、 種痘の制度は、 種々改正されるところがあり、 別項にも述べたように、 明治四年十一月 明治元

K

十日、 務簿、諸方来徃翰、全」) 森玄道がその事務を取扱っていた。 き法に従って、長崎県でも翌五年正月には医学校種痘掛 文部省達無号を以て規定された種痘医の免許手続 (「明治七年、 学務課

右医学校種痘掛ニ付相願度ものハ向後同人へ可申出 管内種痘修行致度有志之者ハ免許相請候医家へ入門習 之上師家ゟ其旨当県江届ノ書状ヲ乞請免許可願出事 玄 道

熟

その場所も時日等も不分明であり、 を発した。翌日、長崎医学校は傭森玄道へ申達した処、 兼ねることがあり、今後、医学校種痘掛森玄道に検 管内より願出るもののうち、その練、 て、 とは先般御頒布になったこともあり、その師家より願立 せたいから一応これを懸合って置くと長崎医学校に文書 ٤, なっていたと覚えているが、今度の来書の意味を考える 処が、 管轄庁において事実を取糺した上、 長崎県学務課に専任になる訳であろうか、それとも 明治七年五月二十二日、学務課は種痘医開 且つ種痘術免許のこ 不練の調査の行届 許可する手筈に 業を

新たに御布達などがなかったか、医学校でも心得として 新たに御布達などがなかったか、医学校でも心得として 新たに御布達などがなかったか、医学校でも心得として 新たに御布達などがなかったか、医学校でも心得として 新たに御布達などがなかったか、医学校でも心得として

これを一々差返していては当人の迷惑は勿論、事柄が人者でその成規を心得ぬため、罷出て願立てる者もあり、書は採用しないのが至当であるけれども、中には遠在の

開業を申立てる者も間々ある。これ等、成規に出ない願

成規に法って貰えるならば、尚、取糺した上、上下の便の事情は黙止し難く、森玄道へ県下の検査を遂げさせ、

命に関するので、県庁で都合を僉議していたところ、こ

懸合ってみた訳で、この事柄は兼ねて学務掛の専務なの辺のところ兼ねて医学校にも通知して置きたいから先日

宜を要し、許可あるようにしようと僉議を遂げた。その

で、書記が誤って学務掛と書載したのは全く書損じであ

第三章

明治維新による機構改革

次に、その二つの資料のみを示そう。(「明治七年、学務課とである旨、三十日に至って医学校宛てに送付している、日二十八日に医学校長代理土屋寛之が給料のことについけ、まで、一日に医学校長代理土屋寛之が給料のことについて、まれに対するところがあった。これ医学校に宛てて回報旁々進知するところがあった。これと学校に宛てて回報旁々進知するところがあった。これとは前述の通りだから、この辺は兼ねて御承知頂きたいとは前述の通りだから、この辺は兼ねて御承知頂きたいとは前述の通りだから、この辺は兼ねて御承知頂きたいと

種痘免許御取扱振之義依御細答致了解候随テ森玄道義事務簿、諸方来徃翰、全」)

雇之儘御使令ニ供シ候様可申付哉同人江達振モ有之候間更ニ貴県ニ於テ御採傭ニ相成月給等被下候御趣意ニ候哉将タ当校

文部省八等出仕土屋寛之 (之印)長崎医学校長阪井直常代理

及御問合候也

長崎県 御中

明治七年五月廿八日

令 (宮川) 五月三十日

医学校江之御回答案

学 務 課

- 253 -

八別段

## 界十四節 薬種商取締と種痘免許調査

答候也段給料等ハ附与不致候義ニ付可然御取計可被下候此段及御回段給料等ハ附与不致候義ニ付可然御取計可被下候此段及御回森玄道義は貴校御雇之儘御使令之余暇を以臨時召仕度候間別

生法規となって行ったのである。
生法規となって行ったのである。
と法規となって行ったのである。
この制度は後年まで維持され、遂には学事年報が調整さたの制度は後年まで維持され、遂には学事年報が調整されるようになったのである。又、この種痘医の免許に対れるようになったのである。又、この種痘医の免許に対れるようになったのである。又、この種痘医の免許に対する調査で明治七年十月の文部省種痘規則は充実した衛生法規となって行ったのである。

らべきことを示した。次にその達を示して置こう。達し、文部省第二十七号を以て布達された種痘規則に従長に対し、第二百八十号を以て、種痘医志願者の手続を扱で、十一月二十五日、県令宮川房之は各大区の区戸

3二百八十号

各大区

区戸長

是迄種痘医タラン者ハ師家ヨリ其術習熟ノ証書ヲ以願出候者

出候此段相達候事相成候ニ付檢閱之上更ニ免許状引換相渡候条履曆書相添可願れ成候ニ付檢閱之上更ニ免許状引換相渡候条履曆書相添可願ハ免許状附与致来候処今般文部省第廿七号ヲ以種痘規則布達

但自今種痘医致度願出候者ハ渾テ種痘規則ニ做ヒ履歴書相

添可願出候

明治七年十一月廿五日

長崎県令 宮川房之